

学生参加の今日的意義と課題

—新自由主義大学ガバナンスの批判的検討—

Implications and issues of student participation
- The critical thinking of neo-liberalistic university governance -

田中 秀佳

Tanaka, Hideyoshi

帝京短期大学

abstract

This paper discusses issues of current reform in Tertiary Education(TE), particularly in terms of student participation to university governance. According to OECD publication printed in 2008, so called neo-liberalistic reform of TE at global level is to steer by external stakeholder and to have research and development in Tertiary Educational Institutions(TEIs) be consistent with economic policy. In this regard, university governance in Japan is distinguishing because of highly emphasis on it. In market mechanism oriented governance in TEIs, students as a consumer is no more than passive position there. However they should be in its proper position for activation of research and development in TEIs. Thereby it could not only increase social meaning of TEIs but be important for students to grow up during their adolescence. In the latter of this, I argue university governance for academic freedom, autonomy of TEIs and student participation based on a case of academic governance in Nagoya university.

要旨

本稿は、今日の高等教育改革の問題点について、学生参加の視点から論じるものである。いわゆる新自由主義高等教育改革の一般的特徴は、経済政策に合致させるべく大学外部からの管理をおこなうものであるが、わが国の大学ガバナンスモデルは、特にその傾向が強い点で特徴的であるといえる。市場原理にもとづく大学ガバナンスにおいて、学生は消費者として位置づけ、大学組織においては消極的な存在である。しかし、本来的には大学の構成員として重要な位置を占める存在であり、それによって教育・研究が活性化し、大学の社会的意義が増すばかりではなく、学生参加制度は学生の発達上、重要な役割を負うものであるといえる。本稿の後半において、学問の自由や大学の自律性、そして学生参加の観点から、それらの具体化の方策を名古屋大学の事例にもとづいて論じ、大学ガバナンスのあり方を検討する。

はじめに

本稿は、今後の大学改革によってもたらされている問題を、大学における学生の位置づけに関わって論じるものである。第一に、今日の大学改革が、①世界同時的な「新自由主義高等教育改革」¹⁾としての性格を持つ一方で、少なくとも大学における学生の位置づけから見ると、②わが国においては極めて特殊な制度設計をもつものであることをOECDの文書を用いて示す。第二に、大学・教職員と学生とを市場原理的關係で捉える今日の大学ガバナンスモデルにおいて、両者は大学評価や授業評価によって間接的に結びつけられるが、この評価システムが逆説的に大学での学生の

学びを制度的に形骸化させている問題について述べる。第三に、大学の構成員を間接的・個別的な関係で捉える大学ガバナンスモデルおよびその限界性を明らかにする。それに対して、1980年代に大学の「全構成員自治」が確認され、現在まで学生参加制度が位置づけられてきた名古屋大学における実践を、市場原理的ガバナンスの問題を克服するモデルの1つとして示し、最後に大学ガバナンスにおける学生の位置づけの今日的意義と課題を検討する。

1. 現代大学ガバナンスの特質 －国立大学法人制度の一般性と特殊性－

(1) OECDの大学ガバナンス論－新自由主義高等教育改革の特質－

新自由主義高等教育改革は、教育、医療、社会保障など福祉分野の規制緩和や市場化をおこなうことによって国家的役割を縮小すると同時に、それを進めるための新たな国家統制を行う一環として特徴づけられる²⁾。OECD(2008)によれば、現代高等教育は「経済競争の主要な推進力」であって、「社会的経済的要請に敏感に対応すべきもの」であると捉えられる。そのための制度設計として、「国家経済や社会的目標」といった外部の期待に応えるため、同僚性による管理と政府による財政支出という自律性モデルから、高等教育機関外部の諸主体によって各機関を「方向づけ/舵取り」(‘steering’)し、財政はその責任を国家が中心的に負うのではなく、利益を得るものによって分担(‘cost-sharing’)するというガバナンスモデルが提起される。OECDの示す新しい管理統制手法においては、大学教員による同僚性を完全に排除することが望ましいとはしないものの、「需要と供給」という経済用語を用いつつ、外部関係者による‘steering’を強調し、一方で財政的な国家責任は縮小するという特徴を

もつ。日本の国立大学法人制度は、このモデルの一事例として位置づけられている³⁾。

(2) 国立大学法人制度－わが国の新自由主義高等教育改革の特殊性－

しかしながら、わが国における国立大学法人制度は世界同時的改革としての側面を持つ一方で、多くの点でその特殊性を指摘することができる。その一つが、大学における諸主体の位置づけである。OECD(2008)において大学経営組織の調査対象となっている23カ国のうち、日本の国立大学法人制度の大学ガバナンスは、①執行機関の外部者を含めた構成の法的義務があること(法定されているのは12カ国)、②学長の任命にあたって政府が関与すること(日本以外では、スウェーデンと国公立大学に経営組織が存在しない韓国のみであり、その他の国は政府の関与を経ずに学内組織によって選出)、そして③執行機関の構成員に学生が含まれないこと(日本以外では中国のみ)、といった特質を持つ⁴⁾。特に③について、対象国のうち日本と中国(および執行機関のない韓国)を除いては、全て学生が執行機関の構成員として含まれていることが、わが国と諸外国との大学ガバナンス上の重要な相違点である(下表)。

【表】国立大学の執行組織について(OECD[2008]より筆者作成)

有:○ 無:×	外部役員を 法定	学長選出に おける政府関与	執行機関への 学生参加
Australia	×	×	○
Belgium	○	×	○
Chile	○	×	○
China	×	×	×
Croatia	○	×	○
Czech Rep.	×	×	○
Estonia	×	×	○
Finland	○	×	○
Greece	×	×	○
Iceland	○	×	○
Japan	○	○	×
Korea	×	—	—
Mexico	×	×	○
Netherlands	×	×	—
NZ	○	×	○
Norway	○	×	○
Poland	×	×	○
Portugal	○	×	○
Russian Fed.	×	×	○
Spain	×	×	○
Sweden	○	○	○
Switzerland	×	×	○
UK	○	×	○

上述のように、OECDの大学ガバナンス論では外部機関・外部者による‘steering’を重視するが、国立大学法人はこの‘steering’を極めて円滑に実行できる制度設計となっているといえる。

また、学生の位置づけについては、授業評価・大学評価との関係についても特殊性が指摘できる。わが国の場合、学生は「授業評価に回答する主体」でしかないが、欧州やオセアニアなどでは大学評価・授業評価の実施主体にも位置づけられ、評価のあり方自体に関わることが一般的となっている⁵⁾。

最後に、費用負担をめぐる大学と学生との関係についても、国際人権A規約十三条二項(C)の高等教育無償化条項を2012年9月まで留保し続けてきた点については言うまでもないが、大学機関の「財源」として高額な学費・生活費負担を負わされているにも関わらず、上記のように大学運営に意思を反映させる仕組みが欠如していることは、新自由主義高等教育改革で重視されるはずのアカウンタビリティすら保障されない極めて異質なシステムであることが指摘できよう⁶⁾。

以上のように、今日のわが国の大学改革とそれに伴う問題は、世界的動向によるものというだけでなく、これまでの高等教育制度の問題を解消することなく、その延長線上に改革を積み重ねたことによってもたらされているといえる。即ち、大学の管理統制については世界的な改革の流れを超えたシステムを採用し、高等教育の有償と高学費という面では今日の世界的な有償化の動向を1970年代から「先取り」する形で維持した上に、さらに財政削減を行っているのが今日のわが国の大学ガバナンスの特徴である。

2. わが国の「大学ガバナンス」における学生の位置づけをめぐる課題

(1) 学生の位置づけの変容と大学教育の構造的課題

大学における学生の位置づけを、個別の授業を評価する主体に限定する考え方は、1990年代以降のわが国の高等教育政策として展開されてきた。喜多村和之は、90年代における大学を取り巻く状況について「大学淘汰の時代」、「学生消費者主義(student consumerism)の時代」として、従来の大学から転換する必要性を論じ、「大学制度を支えている直接のスポンサー」である学生の権利は、「授業の内容をあらかじめ知り、授業を選択する権利、授業の内容・方法について改善意見を表明する」ことであるとした⁷⁾。

このような学生の位置づけの変容と同時的に、大学においてマナー講座や面接練習などの就職活動対策が正規の授業の一貫として実施されるようになって久し

いが、近年は国立大学でも、教育学部での教育法規に関する講義において、専ら教員採用試験対策が行われているところもある。

この状況は、単に授業内容上の問題にとどまらず、授業評価も含めた大学評価システムを含めた制度的・構造的課題として捉える必要がある。第一期中期目標・中期計画期間の業務実績評価における評価指標の一つとなっていたのが、授業評価における学生の満足度、学生の就職状況向上のための対策、卒業生の就職率、採用数等の進路状況である。例えば全国の教育学部や教員養成系大学においては、教員採用率や教員採用者数が数値目標となり、その達成が「成果」として挙げられた⁸⁾。就職率の向上はそれ自体が問題ではなく、就職状況が極めて厳しい中で、学生にとっては少しでも就職に有利な手段が提供されることが、大学や授業に対する要求となることは一定の必然性を有する。しかし、今次の評価システムの中では「評価のための評価」が行われ評価結果の向上が自己目的化したような取り組みが大学教育において展開される。国立大学法人制度とは、大学においてどのような教育が行われるべきなのかを本質的に問い直す契機を失わせ、制度内在的にその観点を捨象していく問題をもつものとなっている。

(2) 大学運営における市場原理の導入とその問題

新自由主義改革の特徴の一つは、市場原理に基づく「マネージャリアリズム(managerialism)」の導入であり、先述のOECDの大学ガバナンス論においても「大学組織のマネージメント」が強調される。マネージャリアリズムにおいては、消費者としての学生を前提として、そのニーズに迅速に応答するという意図をもって先の授業評価やFD(Faculty Development)、大学職員のSD(Staff Development)の必要性が論じられる。このように大学・教職員と学生とを市場原理的關係として位置づけることは果たして有効な制度論といえるのであろうか。

市場原理における主体間の関係の特徴は、その間接性にあるといえる。生産物の妥当性をはかり経営方針や生産物を改善するための指標は、売上高や売上数など、①数値によって、②事後的にもたらされる。生産者は消費者のニーズを直接的な応答関係においてではなく、数値結果を介した間接的な関係によって把握することとなる。消費者と規定され、授業の総括的評価のみ行う権利が与えられている学生にとって、大学・教員とは間接的な関係のみが制度的に存在し、大学職員については関係自体が想定されていない。

新自由主義改革では市場原理における需給関係によって、適切に需要を満たす供給が行われ、かつその

ための経営判断が迅速に、効率的に、そして的確に行われると語られるが、果たしてそうであろうか。静的で事後的な授業評価・大学評価を介した間接的な大学と学生との関係のもとで、学生を持つ本来的な要求を適切に、本質的に把握することは実態としてなされておらず、結果として改善の方向性も不適切で、迅速さもない状態となっているようにみえる。この授業評価・大学評価という膨大で非生産的なアウトプットをはじめ、極めて非効率な大学ガバナンスが展開されているように把握できる状況がある中で、改革において求められる教職員の専門性やあり方について、その問題性が問われなければならない。

なお、学生の位置づけについて、わが国が新自由主義改革のモデルの一つとしているニュージーランドにおいては、大学機関の執行体制の中に学生が制度的に位置づけられているだけでなく、高等教育行政レベルにおいても学生参加が保障されている⁹⁾。これに対して、大学機関レベルにおいても、政策レベルにおいても学生の意思・要求を反映させない仕組みをもったわが国の大学ガバナンスは、諸外国のそれとは相当に距離のある「日本型大学ガバナンスモデル」とみることができる。

今日の高等教育政策が内閣府、財務省、経済産業省等の意向に沿うかたちで進められてきた背景には、政策レベルにおいては文部科学省や国立大学協会が、また大学組織レベルにおいては大学人自身が対抗的構想を形成し得なかったことがある。これまで、概して文科省や大学は学生を一つには自らとは対立的に位置づけ、もう一つには消費者として位置づけることによって、大学構成員としての学生の意思を捨象ないしは排除してきた。今日の大学の後退状況は、学生をはじめ大学構成員の意思を反映するための制度保障の弱さ、またそれに対する問題意識の希薄さを要因の一つとして、正当性を持った内在的な大学論を提示し得なかったことによってもたらされたといえるのではないだろうか。

(3) 新自由主義大学改革の問題

ここまで、大学改革が進められる中で教育・研究条件が低下している状況と、わが国の特殊な「大学ガバナンス」を学生の位置づけに関わって示してきた。大学における学生の立場を端的にいえば、大学の単なる「利用者」であって、それを制度的に示すものが国立大学法人制度における学生の位置づけ—その欠如—である。ところで、このようなわが国の新自由主義大学改革の特殊性、即ち大学政策における学生参加の理念と制度の欠如は、大学機関に対して学生は「単なる営造物の利用者」¹⁰⁾であるとしてきた戦前戦後の文部

行政による営造物理論との親和性を指摘することができ。今日の大学ガバナンス論と同一視することはできないものの、そこには制度的な一定の連続性があることは重要である。

一方で、改革において論じられる授業料に対するコスト意識、教育の質保証やアカウントビリティといった観点は、学生にとっては肯定的なものとして受容される。先述のように例えば授業評価について、原理的にも実際的にも問題を含むものであるにもかかわらず、新自由主義高等教育の枠組みは、利用者からの一定の合意が調達されることとなる。以上、わが国の大学システムの新自由主義改革以前からの連続性と、改革に対する一定の合意の存在が、矢継ぎ早に展開される大学改革を可能にしている要因として指摘できるのである。ゆえに、まず改革以前の大学制度が持っていた限界性を踏まえて、今日の改革が持つ問題点を整理することが必要となる。

3. 制度としての大学自治 —名古屋大学の全構成員自治—

(1) 学生自治論の到達点と課題

大学のあり方をめぐっては、戦後において憲法23条に規定される「学問の自由」の制度的保障形態としての「大学自治」が既に提起されていた。伝統的な大学自治は、「教授会自治」として考えられてきたが、1960年代から70年代を中心として、学生自治会の大学との団交によって学生参加の要求を確認してきた歴史があり、教職員・学生を含めた新たな自治のあり方が論じられてきた。大学における学生のあり方について、高柳信一は次のように述べた¹¹⁾。

「大学が外に対して自治を主張しうるためには、大学は、内部において、自治を独善に転化しせしめないための、高度に自由な体制を確立しなければならない。…大学がまちがう自由を含むところの知的創造と革新を使命とし、その精神的過程が貴重な価値をもつのであれば、大学の機能は、自由な学生をこれに主体的に参与させ…ることによって遂行されるほかない」

「学生は、この（学問研究共同体、括弧内引用者）合意形成のプロセスから排除されなければならないといういわれはない…積極的にこれに参与させられるべきである。…かれらは、『学問の自由』『大学の自治』を、自らの自由として要求する権利がある。」

学生の学問研究共同体への能動的参加の提起は、大学論の一つの到達点であった¹²⁾。しかし、具体化の方途は十分深められず、現代に至るまでに学生参加の

理論と実態は急速にかたちを失っていった。大学が変容していく80年代後半から90年代の時期について、喜多村は大衆化に伴う「学生消費者主義」の必然的な展開と捉え、天野郁夫は「成熟化社会で高学歴化がすすんでいくと…勉強するということがそれ自体が手段（＝投資）ではなくて目的（＝消費）になる傾向がある」¹³⁾（括弧内および傍点、引用者）と述べ、「消費としての教育」への必然的進行と把握した。しかし、消費としての教育や、その支弁形態である「受益者負担」は、政策として意図的・選択的に導入されたものであり、それは社会の発展過程における必然的結果ではなく、政策的結果に過ぎない。大学自治、学生自治の到達点として次項で示す名古屋大学の平和憲章制定運動は、教養部学生自治会の取り組みが端緒となり80年代後半に展開されたものであるが、それは91年のいわゆる大学設置基準大綱化に伴って教養部廃止が実施される以前のことであり、90年代以降、名古屋大学では教養部廃止や学生のクラス活動の廃止、大学院の改組に伴う学生自治組織の廃止が行われ、全国的には予算手当てを引き換えにした学生参加制度に対する文部省の介入¹⁴⁾など、政策的要因によって、学生の位置づけは変容していったとみる視点が必要である。その上で、わが国の大学自治、そこでの学生の位置づけについて到達点と課題が整理されなければならない。本稿でこの問題を深めることには限界があるが、必要な視点は大学自治とは理念としてではなく、制度として存在しなければならないということである。実体としての大学自治の可能性を示すものとして、以下に名古屋大学平和憲章（以下、平和憲章）制定の取り組みについて述べる。

（2）大学自治の実践的形態としての名古屋大学平和憲章制定運動

名古屋大学は1939年に最後の帝国大学として設置されたが、学内の制度が整備されたのは戦後の民主化の時代であったため、学生の位置づけに関して他の大学と比べ学生生活に関する規則や懲戒などに関して歴史的に異なるものであったとされる¹⁵⁾。戦後直後に制定された名古屋大学物理学教室憲章や、全国の医学部改革のモデルとなる60年代以降の医学部民主化は、わが国の大学自治の実践上において重要な到達点であるが、一方でそれらは各学部レベルでの実践であることが課題とされていた¹⁶⁾。また、大学民主化の取り組みは、文部省（当時）の様々な圧力によって阻害される状況もあった。そのような中で、80年代に大学全体での実践として展開されたのが、平和憲章制定運動であった。

平和憲章は、冷戦下における核兵器の増強をはじめ

とした軍拡競争が繰り返される状況に対して「人類の一員として戦争のない平和な社会の建設を目指す」という立場表明を行い、そこから敷衍される大学のあり方、教育と研究のあり方を確認したものであり、87年当時の全構成員約1.5万人の過半数を超える8500以上の署名によって批准し制定された¹⁷⁾。その制定過程と憲章の内容について、本来的には詳しく述べる必要があるが、ここでは平和憲章が持つ意味を大学自治のあり方との関連で示すこととする。

まず、平和憲章の制定を通して、戦争を反対することや平和な社会を希求するといった理念を、一点目にはスローガンとしてではなく、大学論として具体的に示したこと、そして二点目には一市民としてではなく、大学・大学人として提起したことにある。「民主的で文化的な国家を建設し、世界平和と人類の福祉に貢献」するという憲法および1947年教育基本法の理念を実現する一つの制度形態が大学という機関であり、大学での教育・研究は「平和を守る」ものではなく「平和をつくる」ものである¹⁸⁾、という積極的意味を持つこと、大学・大学人は、人類の課題を克服するための積極的な担い手であることが制定過程において、そして平和憲章の批准によって大学として確認されたのであった。

また、三点目として重要な点は、上述の意味を持つ平和憲章の制定は研究者だけでなく、職員や学生を含め、全構成員によって自主的、共同的に取り組まれたことである。平和憲章制定の取り組みは、80年代前半に教養部の学生によって始められたものであった。制定過程において、学部生の自治会だけでなく大学院生や名古屋大学職員組合、さらには生協職員が中心的な役割を果たし、対話と討論を通じた慎重かつ計画的な運動が積み重ねられたのであった¹⁹⁾。その中でも、単に研究のあり方としてではなく、大学で働く労働者として「『平和憲章をもつ大学で働く』こと」の意味を、大学職員が職場づくりとの関係において問い直していったことは、重要な意味をもつ。その結果として、教職員において批准署名が先行的に進められていったのは職員層であった²⁰⁾。

4. 新自由主義高等教育改革の対抗軸としての全構成員自治の課題

（1）新自由主義高等教育改革への対抗の可能性

教育外在的な論理に基づく改革に対する理論と実践が求められる中で、その可能性をもつものとして名古屋大学の平和憲章制定の事例を前節で示した。同憲章は、その制定過程において「憲章の具体化と実質化を10年でも20年でもかけて、全構成員の力ですすめて

いけばいい」という考え方が確認された²¹⁾。憲章を慣習法として、制度として内実を深めていくことは現在の構成員が引き受けるべき現代的課題である。現在、全学レベルでの大学院生自治会は、かつてのように全構成員自治実現の運動主体としての実体を伴わない状況となっているが、それでも総長や研究科長選挙の意向投票制度や、総長や執行部との月例の懇談や、年度ごとの協議の場があり、所属する研究科では自治会と教員との話し合いの場が保障されていることには大きな意味がある。また、このような制度を通じた大学・教員と学生との直接的関係とともに重要なのが、学生と職員とが日常的に意思疎通を行える関係性の構築である。このことは、教育・研究環境の問題の共有と改善にとどまらず、大学の運営上の問題や大学職員の労働状況について学生が認識すること、大学職員が学生の問題を認識するという意味を持っている。基盤経費の削減に伴って人員削減が行われる一方で、学生が教育・研究条件の向上を求めることは、対立的な状況を生じさせる。大学のあり方を足もとの状況から考える上で、学生と教職員の双方が問題状況を共有しあうことが重要となる。そのための活動の一貫として、研究科レベルの大学院生自治会において、研究科図書室の司書職員に報告を依頼し、職員自身の生い立ちから、司書という専門職としての大学司書の実践と理論の学習を「教育実践学習会」を開催するといった取り組みが行われている。このような日常的な直接的関係を積み重ねていくことが、新自由主義高等教育とは異なる大学ガバナンスのあり方を考える上で重要になるものと考えられる。

(2) 学生自治の今日的意義

－「第四の発達課題」としての連帯－

学生の量的増大による大学の社会的位置づけ、および学生の質の転換を「学生消費者主義」と論じることは、現象の説明とはなっても問題の本質の解明へとは向かわない。また、学生運動が興隆した70年代において、兼子仁は学生参加について「どれほど権利意識を持っていたのか」²²⁾という疑問を呈したが、やはり問題は権利意識の有無以上に、権利についての制度規定の有無として捉えられる必要があったのではないだろうか。学生の権利が消費者のそれとして位置づけられる現代において、大学における学生の位置づけは歴史的な課題である。構成員としての学生の権利を制度的に位置づけてきた名古屋大学では、全構成員自治を実質的に展開してきた事実が存在する。わが国の大学における学生のあり方は、根本的には学生の権利を積極的に排除し続け、なおそれを維持する文部行政にこそ向けられねばならず、その構造を問題として把握

しなければ今日の大学ガバナンスのあり方は展望できないのではないだろうか。

その上で、学生の視点から今日の大学という場を捉える際、青年期の発達論と関連づけて「青少年期のための本来の教育を創造し、そのなかに大学教育を正しく位置づけていく」必要性を論じる田中昌人の議論は重要である²³⁾。田中は、同年齢、異年齢の人たちと連帯、協力し、発達に相応しく価値をつくりだすことを学び、他者に教える経験を経て、より深く学び創造的な価値をつくり出すことを「連帯した価値を識っていく力」とし、それを「生後第四の新しい発達の原動力」であると述べる。「第四の発達」は、本来的には14、15歳で育まれるものであるが、わが国においては中高生の時期に排他的な受験競争という「制度的虐待」にさらされる中で、一人の人間として自立を始められるのが大学生の時期であり、また本当に個人として自立をするには、連帯や共同が必要なのだと初めて学べるのもこの時期であるとする。

かつての大学自治論において、学生参加の目的は「大学の学問研究教育という機能の促進に貢献することにある」²⁴⁾（傍点、引用者）とされたが、田中の指摘は学問への貢献という機能的把握にとどまらない、積極的に今日的な意義を付与するものとして重要な理論提起である。

おわりに

益川敏英氏、小林誠氏といったノーベル賞受賞者を排出した先述の名古屋大学理学部物理学教室は、物理学教室憲章のもとで学生や教員などの身分関係にとらわれない研究室運営を実践してきた。そこでは「学問の前に皆平等」という方針のもと、人事や予算を決定する教室会議に学生も全員参加し、民主主義に依拠した研究室運営を基盤に、優れた研究成果を残してきた。その民主的研究環境創出の実践は、全学レベルに拡充・展開され、大学としての憲章制定および全構成員自治原則の確認や、世界的には一般的であるにもかかわらず、国内では現在唯一と推察される学生参加制度の存在と関連をもつものである。

今日のわが国の大学改革は、「グローバルスタンダード」という文言とともに世界のトップレベルの研究成果をあげることが至上命題となる一方で、それに向けて政府を中心とした外部機関の管理統制が強化されるという方向性が所与のものとなりつつある。しかし、わが国において論じられる「グローバルスタンダード」とは、一面的であるどころか、世界的に一般的な大学ガバナンスとは全く異質なものであること、またわが国において強く求められている「優れた研究成

果」は、高等教育政策で進められている改革モデルとは全く逆の性格をもつ大学ガバナンスの中から創出されたことを、最後に改めて確認しておきたい。

研究成果を社会に還元し、社会に貢献しうる大学とは何か、そのための大学ガバナンスとはどのようなものであるかなど、それらは政策レベルのものとして捉えられる傾向があるが、本来的には大学人が自ら負うべき検討課題である。また、その捉え直しの際には、大学組織や個々の研究者の自律性やその社会的意義といった観点にとどまらず、学生の発達という教育的課題を併せて検討することが、教育と研究との双方において役割を負う高等教育研究者の責任であるといえよう。

引用文献

- 1) 細井克彦「まえがき」シリーズ「大学評価を考える」第3巻編集委員会『大学改革・評価の国際的動向』シリーズ「大学評価を考える」第3巻（晃洋書房、2011年）、i。
- 2) 前掲1、および細井克彦「新自由主義高等教育改革の現段階とその打開策」『日本の科学者』Vol.44、No10（2009年）を参照。
- 3) OECD, Tertiary Education for the Knowledge Society VOLUME 1 SPECIAL FEATURES : GOVERNANCE, FUNDING, QUALITY, 2008.
- 4) 同上、124-128頁。
- 5) OECD（2008）は、大学の質保証に関わって、大学評価・授業評価において四つのレベルでの学生参加があるとす。第一のレベルは、学内での評価質問書に回答することであり、わが国で実施されている授業評価はこれに該当する。第二は、外部評価による大学訪問の際に、専門家から意見を求められるレベル、第三は専門チームのオブザーバーとして高等教育機関・教育課程に関する外部評価の意思決定に参加するレベル、そして第四は、国家レベルでの質保証機関の運営に参加できるレベル、とされる。ボローニャプロセスに参加しているヨーロッパの3分の2の国々が、上記の第三、第四のレベルの参加が行われている。ヨーロッパ以外では、ニュージーランド、オーストラリア、中国においてヨーロッパと同程度の学生参加がおこなわれているとす一方、そのような学生参加が見られない国として日本が挙げられている。
- 6) わが国の学費に関する問題については、田中昌人『日本の高学費をどうするか』（新日本出版社、2005年）を参照。
- 7) 喜多村和之『大学淘汰の時代 消費社会の高等教育』（中公新書、1990年）。
- 8) 拙稿「国立大学法人の組織および業務における改革動向―第一期中期目標期間における附属学校および教員養成系学部に対する評価の分析」平成21年度科学研究費補助金研究成果報告『グローバルライザーによる新自由主義高等教育改革の動態に関する比較制度的・法制的研究（中間報告書）』、2010年3月。
- 9) 石井拓児「ニュージーランドにおける新自由主義教育改革の展開とその特徴」佐貫洋・世取山洋介編『新自由主義教育改革―その理論・実態と対抗軸』（大月書店、2008年）。
- 10) 有倉遼吉「大学における学生の地位」有倉編『大学改革と学生参加：諸大学の事例・資料と解説』（成文堂、1969年）、58頁。
- 11) 高柳信一『学問の自由』（1983年、岩波書店）、131-133頁。
- 12) 前掲10、『大学改革と学生参加：諸大学の事例・資料と解説』および稲子恒夫「大学自治と学生参加」『大学の自治』法律時報1970年1月号臨時増刊（日本評論社）などを参照。
- 13) 天野郁夫『かわる社会かわる教育』（有信堂、1989年）、138頁。
- 14) 阿部謹也「大学改革と自由化 エイジェンシー化のゆくえ」『現代思想』Vol27-7（青土社、1999年）、120-121頁。一橋大学学長であった阿部謹也は、大学院重点化や法人化に伴う予算配分をめぐって、文部省が学長選考における学生参加の廃止を「相当強行に」迫ってきたとし、70年代以降続いてきた学生参加に対する指導が特に90年代後半になって強力に実施されたことを明らかにしている。
- 15) 稲子恒夫「諸大学における学生参加の形態と実情 名古屋大学」有倉編『大学改革と学生参加：諸大学の事例・資料と解説』、189-190頁。
- 16) 同上、191頁。
- 17) 名古屋大学平和憲章制定実行委員会編著『ドキュメント名古屋大学平和憲章 平和への学問の道』（あけび書房、1987年）。
- 18) 同上、43-45頁。
- 19) 同上、29-42頁。
- 20) 同上、111頁。なお、学生として平和憲章制定運動において中心的に活動をした本人の論稿として、田村佳子「平和の創造に貢献する大学を一名名古屋大学平和憲章制定運動―」『月刊社会教育』31(5)（国土社、1987年）、58-63頁。
- 21) 前掲17、『ドキュメント名古屋大学平和憲章 平和への学問の道』、72頁。

- 22) 兼子仁ほか「シンポジウム 大学自治の課題」『大学の自治』法律時報1970年1月号臨時増刊（日本評論社）、11頁。
- 23) 田中昌人「学生の発達保障と大学評価－教育行政の数値目標と発達保障のための評価－」大学評価学会『21世紀の教育・研究と大学評価－もう一つの大学評価宣言－』シリーズ大学評価を考える1、2005年。
- 24) 前掲10、有倉「大学における学生の地位」、72頁。